

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から同年9月まで

社会保険事務所(当時)に電話して聞いたら国民年金の任意加入は誕生日の前日からできるとのことだったので、私は、誕生日の前日か前々日に市役所に行き任意加入の手続をした。

いつごろか覚えていないが、納付書が送られてきたので最寄りの金融機関で納付した。しかしながら、ねんきん特別便が届いた際、申立期間が漏れており、おかしいと思い申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事前に社会保険事務所に任意加入の手続が市役所でできることを確認した上で、誕生日の前日か前々日に市役所において手続を行ったとしているところ、申立人の夫も申立人より以前に任意加入の届出を行っており、当該届出は、申立人が当時社会保険事務所へ行ったと証言していることなどから、申立人が、以前より任意加入に関する一連の手続について知識を有していたことが推認でき、申立人の主張には信憑^{びよう}性がうかがわれる。

また、任意加入については、申請された月からの納付となることから、A市が保管する任意加入の申請書の受付日は、平成9年10月2日と押印されている一方で、同市の申立期間に係る国民年金の電算記録では納付済みとされており、当時、事務処理については電算化されていたことを考慮すると、申立期間に係る納付書が出力されずに申立期間が納付済みと記録されることは考え難く、何らかの理由で受付日の押印が遅れたと考えたほうが自然であることを踏まえると、申立人は、自身の誕生日の前日に手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和46年4月以降平成14年6月までの間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 276 (事案 229 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から55年9月まで
滞納したこともあったが、区役所の窓口か区役所内の銀行で納めていた旨、先般申し立てたところ、「申立期間当初、区役所の窓口又は区役所内の銀行で納付することはできなかったことが確認されている。」等の理由で訂正不要とされた。

しかし、私が市に直接問い合わせ、受け取った回答によれば、当時、現年度分については現金で納めることが可能であったとのことであり、他の判断理由についても、良心的に対応した私の申立内容を逆手にとったものがみられ、第三者委員会の判断理由には重大な事実誤認がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立てについては、昭和49年3月ごろに国民年金に加入し、区役所の窓口又は区役所内の銀行で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当初、申立人が居住していた市では、国民年金保険料の納付については国庫金の納付書を使用しており、区役所の窓口又は区役所内の銀行で納付することはできなかったことが確認されているものの、申立人に区役所の窓口及び区役所内の銀行以外の納付場所で納付した記憶は無いことや、申立期間は未加入期間とされており、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる上、納付金額等の記憶についても明確ではないなど、申立人から聴取しても、申立人が申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見受けられないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、当該判断理由について、区役所の窓口で納付できなかった

との認定は事実誤認であり、納付額等の記憶が明確でないことや申立期間以外に未納があるというのは良心的に対応した申立人の申立内容を逆手にとったものであるとし、再度申し立てている。

このため当委員会において、再度、区役所窓口での納付の可否について市に実態確認を求めたところ、市は、前回申立ての際の当委員会への回答と同様、昭和 50 年 3 月までは国庫金の納付書を使用していたので、その納付書を使って区役所の窓口や区役所内の金融機関では納付できなかったとする一方、現年度分の国民年金保険料を現金で納付する場合に限り、区役所の窓口においても取り扱っていたとし、前回の当委員会の判断において考慮されていない取扱いの実態がこの回答によって確認された。

以上のとおり、当初の判断理由に掲げた事情の一部に修正が加わったことから、当委員会は、修正後の実情を踏まえつつ、申立期間の国民年金保険料を納付したときの状況、及びその他の事情を含めて、改めて以下のとおり検討し判断した。

申立人の保険料納付に係る申立内容は、国民健康保険料及び国民年金保険料を滞納しながらも、これらの保険料を一緒に納付していたところ、長期間滞納していたらいずれかの保険料に係る督促状が届き、区役所の窓口で現金を持参して納付したことが数回あるというものである。しかし、申立人の説明によれば、国民年金保険料について、何月分を、いつ納付したかなど、その説明からは判然とせず、また、納付したのが国民健康保険料であったのか、それとも国民年金保険料であったのか判然としない状況にある。

このため、申立人が述べるように、国民年金保険料の滞納が長期間に及んでいたとすると、社会通念に照らして当年度中に納めるべき現年度分の国民年金保険料をその年度内において納付した可能性は低いものと考えられる。

また、市の回答で、区役所は、昭和 53 年度まで一度も国民年金保険料に係る督促状を送付したことはないとしていたことも勘案すると、申立人が督促されていない申立期間の国民年金保険料についてまで納付していたとみるのは不自然である。

以上の判断を前提に過年度納付の可否について検討すると、過年度分の国民年金保険料については、市の回答にもあるとおり、国庫金の納付書を使用して行うため、区役所の窓口又は区役所内の銀行では、申立期間の保険料は納付できなかったと判断せざるを得ない。

したがって、今回の申立内容及び収集した新たな事情並びに前回の申立内容及び収集した事情を基に、改めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4867(事案 391、4663 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年5月20日まで
② 昭和22年6月24日から37年7月1日まで

通知の判断理由に、「申立人の要望により再度聴取した同僚の証言の内容からは、事業主が代理請求を行っていないと断定する事は確認できない。」と記載されているが、その元同僚は、そのような証言はしていないとのことだった。また、庶務課での勤務経験がある他の元同僚に尋ねても、「退職する時点において、事業主が年金の脱退一時金を受給するかしないかを本人に確認の上、手続の書類一切を本人に手渡し、本人が社会保険事務所(当時)へ出向き手続をすることになっていた。」とのことだった。

については、関係者には文書で確認するなどして、もう一度きちんと判断してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年7月の前後2年以内に資格喪失した者8名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6名について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から約7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪

失日から約7か月後の38年2月15日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、iii) 申立人は、国民年金保険料を特例納付しているが、その際の納付期間が申立期間と重複する36年4月以降であることや、平成4年1月の老齢年金裁定請求時に国民年金についてのみ裁定請求し、厚生年金保険については裁定請求していないことなどを踏まえると、いずれの時点においても申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、当該通知に記された当委員会の判断の理由について、事業主は退職と同時に厚生年金保険に関する書類を退職者に渡し、退職者本人が社会保険事務所で手続をするので、事業主が代理請求することはあり得ず、平成4年1月の老齢年金裁定請求時に国民年金についてのみ裁定請求し、厚生年金保険についての裁定請求をしていないのは、昭和61年10月15日に高齢被保険者資格に係る記録を照会したところ、脱退手当金支給済みであることを知ったためであり、事実と異なるとして再度申立てを行ったが、i) 申立人の要望により再度聴取した同僚の証言の内容からは、事業主が代理請求を行っていないと断定する事実は確認できないこと、ii) 申立人が脱退手当金支給済みとなっていることを初めて知ったのは高齢被保険者資格記録照会票から同年10月であると確認できるものの、この事実をもって申立人が申立期間の脱退手当金を請求しなかったことをうかがわせる事情とはいえない上、申立人が、国民年金保険料を申立期間と重複する36年4月以降にさかのぼって特例納付していることを踏まえると、その時点において申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたとは考え難いことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成21年9月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、庶務課での勤務経験がある他の元同僚の話でも、事業主が脱退手当金の手続をすることはあり得なかったとして、当委員会に再検討を求めるため、再度申立てを行っている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたこと

になっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

確かに本事案では、申立人が繰り返し主張するように、元同僚からの話を聴く限りにおいては、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いとまでは認め難い。しかし、社会保険事務所が脱退手当金支給当時記入していた厚生年金保険被保険者名簿を基に、申立人と同じ事業所に勤務し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年7月の前後2年以内に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格があった者の脱退手当金支給状況を調査した限りにおいては、8名中6名の者に支給記録が認められているのである。すなわち、申立人が申立期間②の事業所において被保険者資格を喪失した当時、脱退手当金を受給するのが一般的ともとれる企業風土や社会通念があったと思われるのであり、事業主・事業所を介さないでこれら多くの資格喪失者に脱退手当金が支給されていたとすれば、当時は、専ら被保険者であった者又はその委任を受けた代理者によって、裁定請求が行われていたとみるのが自然であるから、申立人についても同様の状況にあったと考えざるを得ない。

もっとも、申立人は申立期間に係る脱退手当金の請求及び受給については、一切覚えが無いとしているが、既述のとおり、脱退手当金事案は、周辺の事情から考慮してその支給の有無を判断せざるを得ないことから、当委員会においては、事業主の代理請求や本人請求が無かったことが正しいと思えるような事実を推認させるための記録内容の矛盾や脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらなければ、脱退手当金を受給していないものとまで認めることはできない。

そこで、以上のような検討を踏まえて、当委員会は本事案について、改めて年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾や脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いか再検討を行ったが、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約7か月後の昭和38年2月15日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛

盾が無いばかりか、申立人の生涯にわたる年金加入・納付状況を拝察すると、申立期間と重複するように35年10月1日付けで国民年金の被保険者となり、当該重複している36年4月から37年6月までの国民年金保険料については事後的に特例納付を行っている事実があり、申立人が申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認識し続けていたものとは考え難く、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は見当たらないとの結論に至った。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。